

地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定

千葉県と社団法人千葉県電業協会との基本協定（以下「基本協定」という。）第6条の規定により海匠土木事務所（以下「甲」という。）と社団法人千葉県電業協会（以下「乙」という。）とは、地震・風水害・その他の災害（以下「災害」という。）が発生するおそれがある場合の防止及び災害が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「災害応急業務」という。）の施行に関し次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川、その他の公共土木施設の電気設備、電気器具または配線（以下「公共土木施設の電気設備」という。）の機能の確保及び回復のため、甲と乙との細目事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害応急業務を施行する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。
2 甲は、乙の会員以外の電気工事業者に対しても必要と認めた場合は、協力を要請することができるものとする。

（災害応急業務の内容）

第3条 甲が乙に対し要請を行う災害応急業務は、災害の発生が予想される場合の要員の配置、並びに災害発生後における公共土木施設の電気設備の損壊箇所等の被害状況把握と甲への報告及び応急措置・応急復旧工事とする。

（協力体制）

第4条 乙は、甲と協議の上、災害応急業務を速やかに施行するための者（以下「施工業者」という。）を、「千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿」に登載されている者の中から定め、「実施体制表」としてあらかじめ甲に報告するものとする。
なお、「実施体制表」に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。
2 乙は、甲と協議のうえ、施工業者が災害応急業務を実施する施行区域又は区間をあらかじめ定めておかなければならない。ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、施行区域又は区間の変更ができるものとする。

（出動要請）

第5条 甲は、乙又は施工業者に対し第3条の業務を施行するための出動を、電話等により要請するものとする。

2 甲と乙又は施工業者との連絡がつかないときは、甲の要請があったものと見なし、乙又は施工業者は、自主的判断により災害応急業務を施行できるものとする。

（実働計画）

第6条 乙は、災害に的確に対応するため、甲の指示により災害応急業務を施行するものとする。また、災害の発生が予想される場合及び災害発生時においては、特に迅速かつ的確に対応するため、別紙「災害応急業務」に基づき施行するものとする。

（応急復旧工事）

第7条 第5条により、応急復旧工事を実施する施工業者は、現地に派遣された甲の指示に従い、施工するものとする。
2 応急復旧工事において現地に甲の職員が派遣されていないときは、施工業者の任において、施工できるものとする。

（契約の締結）

第8条 甲は、第5条により出動要請をしたときは、速やかに乙又は施工業者と災害応急業務に係る契約を締結するものとする。

（資機材等の提供）

第9条 乙は、あらかじめ乙又は施工業者が保有する、災害時に稼働可能な資機材及び労力（以下「資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。
2 乙は、前項の資機材等に著しい変化があったとき、若しくは甲の請求があったときは、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。
3 乙は、甲の要請があったときは、特別な理由がない限り甲に対し建設資材等を提供するものとする。

（完了報告）

第10条 乙は、施工業者が災害応急業務を完了したときは、その状況を速やかに別紙様式-1により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話をもって報告し、事後に遅滞なく別紙様式-1を提出するものとする。

（費用の積算）

第11条 災害応急業務に要した費用の積算は、災害発生時の「千葉県積算基準」等によるものとする。

（費用の精算）

第12条 甲は、災害応急業務に要した費用については、乙又は施工業者の報告（別紙様式-2）に基づき乙又は施工業者と協議の上、変更契約を締結し、この変更契約に基づき支払うものとする。

(損害補償)

第13条 第2条の規定により、災害応急業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害となった場合の、本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償は、「労働者災害補償保険法(昭和22年法律50号)」の適用が無い場合には、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年千葉県条例第39号)」又は「河川法(昭和39年法律第167号)」を適用するものとする。

(協定の期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。
ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、この協定を変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新されたものとする。

(雑則)

第15条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じた時は、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(附則)

1. この協定は平成23年4月1日から適用する。
2. 平成15年6月12日に締結された協定はこれを廃止する。

平成23年4月1日

甲 匝瑳市八日市場イ1999
千葉県海匠土木事務所
所 長 木 村 俊 

乙 千葉市中央区中央港1-13-1
社団法人 千葉県電業協会
会 長 並  